

◇ ご利用案内 ◇ Usage Guidance

\* 営業時間

24時間365日

\* サービス実施地域

原則、川越市・狭山市

\* 施設送迎時間

原則、月～土・午前8:30～午後6:00まで

\* 食事ご提供時間

- ・朝食…午前 7:30～午前8:30
- ・昼食…午後12:00～午後1:00
- ・おやつ…午後 3:00～午後4:00
- ・夕食…午後 6:00～午後7:00

\* 入浴ご利用時間

原則、午後2:00～午後4:00まで

\* ご利用対象者

- ・要介護1～要介護5の方
  - ・要支援1～要支援2の方
- (要介護認定申請中の方もご利用可能)

\* お申込み方法

・ご担当のケアマネジャーまたは当施設へ、ご希望の日程等ご連絡ください

※7月以降のご予約状況について…

例年どおり今夏はご予約が混み合いますので、お早めにご相談ください。

※原則、連続して30日を超えるご利用はできませんので、ご了承ください

\* お問い合わせ先

- ・TEL 049-247-7311(代)
- 受付時間/月～金・9:00～18:00まで
- ・E-mail soudan3@houseikai-y.jp

◇ 地図 ◇ Map



◇ 交通案内 ◇ Access

電車の場合

- \* 西武新宿線「南大塚駅」より車で約8分
- \* 西武新宿線「南大塚駅北口」「新狭山駅北口」より徒歩で約20分
- \* JR川越線「的場駅」より車で約20分

自動車の場合

- \* 関越自動車道「川越I.C」より狭山市方面へ約10分 ※駐車場50台

◇ 発行・編集 ◇ Publisher

発行 社会福祉法人 芳清会

ショートステイ八瀬の里

〒350-1172

埼玉県川越市大字増形164番地

TEL 049-247-7311(代)

平成27年6月15日 発行

次回は平成27年7月15日 発行予定

発行人・編集人 佐藤 嘉昭



No. 6

# ショートステイ

2015年6月号

# インフォメーション

Short Stay

2015. June

Information

◇ 本号の内容 ◇ CONTENTS

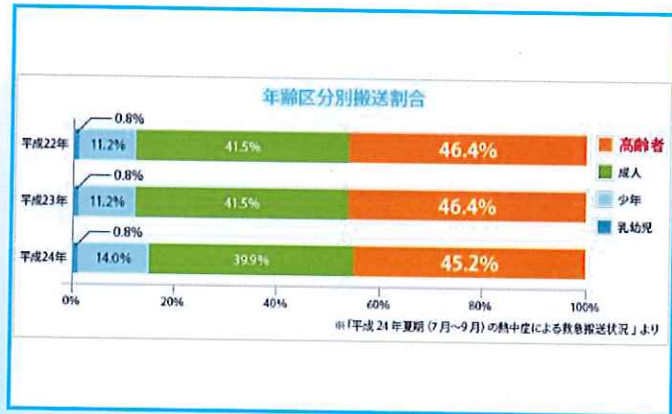
- 01 高齢者の夏の生活 2つのポイント
  - \* 高齢者が熱中症になりやすい理由
  - \* 夏バテの食欲不振
- 02 介護サービス費の負担割合について
  - \* 平成27年8月1日から施行

# 高齢者の夏の生活ポイント

## 1. 高齢者が熱中症になりやすい理由…

高齢者が熱中症にかかりやすい原因は、古い構造の集合住宅では、日中の外気温を構造体であるコンクリートが吸収し、夜、外気が下がったところで暖まったコンクリートから熱が放射されるためです。こうした建物の構造上の問題に加え、エアコン嫌いのうえ、窓を閉め切り換気の悪い居室で休んでいるなど、高齢者自身の環境整備の問題が重なります。

上記の環境に加え、体温を調節する機能が低下しているうえ、**水分の摂取量が少ない**ことが原因です。



上図の通り、平成24年の消防庁のデータでは、7月~9月期に熱中症で救急搬送された人は、全国で4万3,864人。このうち45%に当たる1万9,848人が、65歳以上の高齢者でした。

ショートステイ利用状況について、今般、夏期になると、一人暮らしの高齢者の利用応需が多い傾向にあります。ご自宅で水分をどれだけ

摂られているかは、介護されるご家族様にとって大変なことではありますが、計量(目盛り)つきのコップ等をお勧めします。

## 2. 夏バテで食欲が落ちるのは…どうして!?

暑い日が続くと健康な人でも、「今日はさっさと済ませよう」等と、さっぱりした食事を好みがちですが、高齢者がこのような食事を続けると、あっというまに栄養不足になり、体重が落ちてきます。さっきまでできていた動作も面倒くさくなったり、動き始めに立ちくらみ等の行動も表れます。

どうしても、さっぱりとした食事を続けると、水分の多い食事で胃液が薄まってしまい、さらに食欲不振を起こします。室内外の気温差で体力が消耗し、ますます食欲不振に陥ってしまいます。…分かっている毎日の食事の献立を考えるのは大変ですが、病院で術後の回復期などに用いられている高栄養・高カロリーの流動食は、今では一般向けに飲みやすく改良したのも数多く出回っています。デザート感覚で冷やして飲んだり、食事と一緒に摂れるスープタイプなど、お好みに合わせて用意するとよいでしょう。

【参考文献】 ケアマネジメントオンライン

## ショートステイでの取り組み

午前中に外庭で、視覚的な効果を兼ね、打ち水を行っております。最後には薄っすらと虹が見え心躍らせる姿、感性は一瞬‘暑さ’を忘れさせてくれます。また、朝のガーデニング、植物への水やりもできればと思います。

## 介護サービスの利用負担の割合について…

- 平成27年8月1日から対象の方は変わります -

### 1. 利用者負担割合

■利用者負担割合の要件

		利用者負担割合		
第1号被保険者 要介護認定を受けている者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
	2人以上は346万円未満		1割	
	本人の合計所得金額が160万円未満			1割

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者の方は一律1割負担です。

上表から、2割負担となる方の要件は、『65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)。ただし、年金収入と合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額(=その他の合計所得金額という)の合計が、単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。

### 2. 負担割合証の交付と提示

要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6~7月頃に、利用者負担が1割の方も、2割の方も、市区町村から負担割合が記された証(負担割合証)が交付されます。この負担割合証を保管して、サービスご利用時にご提示ください。

当該ご不明な点などございましたら、表紙の連絡先へお問い合わせ下さい。宜しくお願い致します。